

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、令和五年四月九日執行予定の徳島県知事選挙における候補者が同条第一項のポスター掲示場と同法第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定める。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

令和五年三月二十三日